

第 4 2 3 回

令和 6 年度第 4 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 6 年 8 月 2 1 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年8月21日(水) 9:56~10:15

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、蛭川委員
労働者委員 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、久郷委員、中畑委員、馬込委員

【労働局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、
賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 今後の特定最低賃金の審議について
- (3) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

定刻より早いですけれども、本日出席の委員の皆様がお揃いになりましたので、これより、第4回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、國武会長代理が欠席となりましたが、その他の委員が出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている審議会の成立要件を満たしていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が3名と取材のため1社の記者の方がいらっしゃいますことを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。

早速、議事に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして、議事録を作成することとなっております。会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として労働者代表委員から入江委員、使用者代表委員から中畑委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第(1)「北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について」に入ります。

当審議会におきまして、北海道最低賃金改正について令和6年8月5日に北海道労働局長に答申したのですが、最低賃金法に基づきまして、答申の要旨を公示し

たところ、異議の申し立てがございました。

このため、本日、北海道労働局長から異議の申出について諮問がされると伺っております。

よろしく願いいたします。

○賃金室長

それでは、諮問文について読み上げさせていただいた後、局長より会長へ諮問文をお渡しいたします。

番 号：北労発基 0821 第 1 号

日 付：令和 6 年 8 月 2 1 日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長殿

発信者：厚生労働省北海道労働局長

標 題：最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

○亀野会長

ただいま、北海道労働局長より諮問を受けました。

それでは、事務局より異議の申出の内容につきまして、説明をお願いいたします。

○賃金室長

異議の申出内容について説明いたします。

皆様に配布しています資料に沿って説明いたします。

資料No.1 は、令和 6 年 8 月 9 日付けで北海道労働組合総連合から提出がありました異議の申出です。

異議の内容は、「北海道最低賃金を 50 円引き上げて時間額 1,010 円とする答申は容認できない。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、さらなる引上げを行うよう再審議を求め。」となっております。

次に、資料No.2 になります。令和 6 年 8 月 19 日付けで、きよの社会保険労務士事務所代表 清野裕司より提出がありました異議の申出です。異議の内容は「北海道最低賃金を 944 円と決定すべきである」となっております。

その理由につきましては、「改正決定される時給 1,010 円という金額は、中小企業の実態が議論に反映されていないことが明らかであり、通常の賃金支払い能力ではベテランと新人の給与差をつけることが困難となり、労働者の能力向上とやる気維持という「労働の質」の観点から SDG₅とは相反している。ベテランの給与原資が

能力の低い労働者に搾取されることとなり、ベテランの人権が侵害されることになる。また、北海道最低賃金は札幌市を基準にされており、札幌圏外の人件費率等の状況が反映されていないため、労働者派遣法のハローワーク別地域指数を基にしなければ法的に合理性がない。」としていますが、主張する金額 944 円が東京都最低賃金から計算により導かれること及びその計算式の根拠については、不明であります。

なお、この異議申出の冒頭において、「異議申し立ての方法を含む公示が北海道労働局のホームページに掲載されておらず、北海道民の異議を申し立てる権利を不当に制限している」という内容がありましたが、これにつきましては、異議申出の公示については、公示と同時に北海道労働局のホームページに掲載していることを報告いたします。

以上でございます。

○亀野会長

ありがとうございます。

それではこれから、異議の申出について審議をしたいと思えます。

まず労使各側より、ご意見をお伺いしたいのですけれども、その前に2件目の異議申出につきまして、ホームページの掲載等についてとありましたので、その件につきまして、事務局より、まず説明をお願いできますでしょうか。

○労働基準部長

賃金室長からもご説明しましたが、この異議申出に限らず、審議会の開催、答申・諮問等があった場合、必要な公示をすると同時にすべてホームページに掲載しております。

今回の、異議の申出に係る公示についても、賃金室からのお知らせという北海道労働局のホームページの中に公示しておりますことを改めてご報告いたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今の説明でよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、労使各側よりご意見をお願いしたいと思います。

まずは、労働者代表委員からお願いしてよろしいでしょうか。

山田委員お願いします

○山田委員

労働者代表委員の山田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

異議の申出がありました2件、北海道労働組合総連合と、きよの社会保険労務士事務所それぞれのご内容を熟読させていただきました。

専門部会では、これらの内容に沿って100%同一ではないにしても、これらの内容に沿った審議を行われて導き出された金額で決定したものと労働者側としては認識しております。

よって、異議申出については棄却を求めていきたいと思っております。

以上です。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員からご意見をお願いいたします。

○池田委員

使用者代表委員の池田でございます。

まず、北海道労働組合総連合様の異議申出についてですが、申出の趣旨は50円の引上げが不十分であるということだと思っておりますが、引上げ金額につきましては、公労使で長時間審議を行い、目安と同額の引上げが採決によって決まったところがあります。また、地域格差の是正を強く求める内容になっておりますが、今年度まだ47すべての都道府県で結審してないところもございますが、今現在北海道の最低賃金は47都道府県の中で13番目になっております。今年度目安を大幅に上回る引上げを行った地域は、改定前の最低賃金が低い県が大半と認識しております。よって北海道の状況とは異なっております。合わせて答申の中で中小企業に対する支援の強化を盛り込んでおり、こうしたことから再審議の必要性はないものと考えます。

もう一点、きよの社会保険労務士事務所からの異議申し立てについてですが、生産性向上が伴わない中で、最低賃金のみを大幅に引き上げることを問題視していると思っておりますが、審議会の中では使用者側委員が、この部分についても主張してきた内容でございます。高騰する原材料や労務費コストなどの価格転嫁が十分ではなく、賃上げ原資の確保が難しい企業がある中で、過去最高の50円という引上げは、中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況への配慮が不足していることを審議会にて強く主張いたしました。審議会では認めていただけませんでした。したがって、本件について再審議の必要性はないものと考えます。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

労働者側、使用者側それぞれご意見いただきましたが、その他ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。特にないということですので、労使双方のご意見を踏まえた結果、当審議会といたしましては、2件の異議申出の内容につきまして、すでに十分な審議済みとして棄却するということが相当と判断されます。

従いまして、令和6年8月5日付けの当審議会から北海道労働局長への答申内容について変更する必要性は認められないと議決でしてよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議がないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、北海道労働局長あての答申文の協議に入ります。

事務局は、答申文（案）を配布したうえで読み上げてください。

○賃金室長

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

日 付：令和6年8月21日

宛 先：北海道労働局長

発信者：北海道地方最低賃金審議会 会長

標 題：最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日に貴職から、令和6年8月5日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出に関して意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申のとおり決定することが適当である。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいま読み上げられました答申文（案）でよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、よろしいということですので、事務局は答申文を用意してください。
答申を行います。

○亀野会長

局長から、挨拶があると伺っております。よろしく願いいたします。

○労働局長

ただいま答申をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

北海道最低賃金の改正に対する異議の申出にかかる諮問について答申をいただき、厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、7月3日に諮問させていただいて以降、大変長期間にわたりまして、慎重かつ熱心なご議論をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

今後は諸手続きを速やかに進め、令和6年10月1日の発効に向けて円滑に対応を進めてまいりたいと存じます。

また、新しい最低賃金の周知と履行確認にも万全を期してまいります。また、審議会の答申にもございましたように、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の周知徹底、活用促進に努めるとともに、関係機関と連携を深めまして、中小企業等が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進してまいります。

委員の皆様方には、引き続き最低賃金制度運営等にかかりますご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、10月1日発効ということですね。これからの周知とかいろいろよろしく願いいたします。

それでは、次の議事次第(2)「今後の特定最低賃金の審議について」でございます。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○賃金指導官

事務局から説明いたします。

今後の特定最低賃金の審議ですが、9月上旬に4業種合同会議(第1回専門部会)を公開にて開催し、各専門部会の部会長及び部会長代理の選任、その後の各専門部会の開催日程及び開催方法等について確認を行う予定でございます。

現在、専門部会委員の就任及び日程調整を行い、専門部会開催の準備を進めております。

最後に、各専門部会での結審が全会一致とならなかった場合及び特定最低賃金の

答申に対して異議申し出があった場合は、該当する業種に係る審議のための本審の開催が必要になりますので、あらかじめご承知おきください。

事務局から以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

先ほどの事務局のご説明につきまして、何かご質問とかご意見等ございますでしょうか。

それでは、先ほどの事務局の説明どおり、日程調整の上、9月上旬ぐらいから特定最低賃金の専門部会が開催されることになります。各業種の専門部会委員になれる方は、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、最後に、議事次第（3）「その他」になります。

何かございますでしょうか。

事務局は特にございませんか。

はい。特にないようですので、これを持ちまして本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上